（法第四十二条第一項第十号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第三十五条の二　法第四十二条第一項第十号の厚生労働省令で定める教育訓練は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第四十二条第一項第十一号の厚生労働省令で定める事項）

第三十六条　法第四十二条第一項第十一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

三～十二　（略）

（派遣元事業主に対する通知）

第三十八条　法第四十二条第三項の規定による派遣元事業主に対する通知は、派遣労働者ごとの同条第一項第五号から第七号まで並びに第三十六条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項を、一箇月ごとに一回以上、一定の期日を定めて、書面の交付等により通知することにより行わなければならない。

2　（略）

第三章　紛争の解決

（準用）

第四十六条の二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則第三条から第十二条までの規定は、法第四十七条の七第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十七条の七第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）、第五条（見出しを含む。）及び第八条第一項中「機会均等調停会議」とあるのは「派遣労働者待遇調停会議」と、同令第五条及び第十条第二項中「都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局にあっては、需給調整事業部。）」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の七第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の八において準用する法第二十条第一項」と、同令第八条第三項中「法第二十条第一項の」とあるのは「同項の」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第四十六条の二において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第四十六条の二において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「労働者派遣法第四十七条の八において準用する法第二十一条」と、同令別記様式中「労働者」とあるのは「派遣労働者」と、「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（法第四十二条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第三十五条の二　法第四十二条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第四十二条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項）

第三十六条　法第四十二条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

（新設）

二～十一　（略）

（派遣元事業主に対する通知）

第三十八条　法第四十二条第三項の規定による派遣元事業主に対する通知は、派遣労働者ごとの同条第一項第四号から第六号まで並びに第三十六条第一号及び第四号に掲げる事項を、一箇月ごとに一回以上、一定の期日を定めて、書面の交付等により通知することにより行わなければならない。

2　（略）

（新設）

第三章　雑則